

阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水 推進計画(案)説明資料

総合治水推進計画(素案)の構成

項目	総合治水条例 推進計画に定める事項		阪神東部地域総合治水 推進計画の目次
流域概要	—	—	第1章 計画地域の概要
方針・目標	①総合治水の基本的な 目標に関する事項	—	第2章 総合治水の基本的な目標
	②総合治水の推進に 関する基本的な方針	—	第3章 総合治水の推進に 関する基本的な方針
具体施策	③河川下水道対策に 関する事項	第8条 ～9条	第4章 河川下水道対策
	④流域対策に関する事項	第10条 ～37条	第5章 流域対策
	⑤減災対策に関する事項	第38条 ～50条	第6章 減災対策
必要の その他 事項	⑥環境の保全と創造への 配慮に関する事項	第8条	第7章 環境の保全と 創造への配慮
	⑦その他総合治水を 推進するにあたって 必要な事項	第51条 ～54条	第8章 総合治水を推進するに あたって必要な事項

第1章 計画地域の概要

素案 P1~20

【流域面積】

約212km²

【計画地域内の河川】

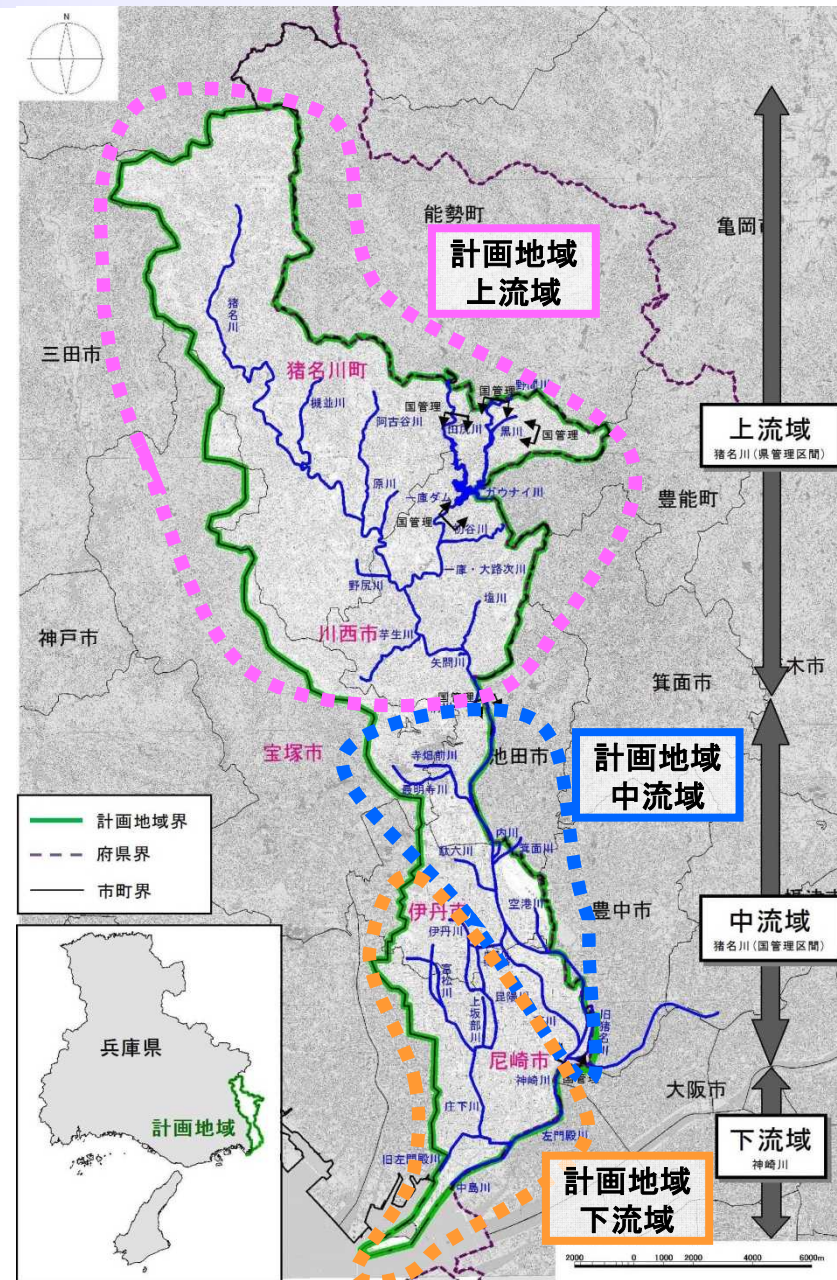
1水系 (淀川水系)

猪名川、神崎川、中島川、
左門殿川、庄下川、等

【計画地域内の市町】

4市1町

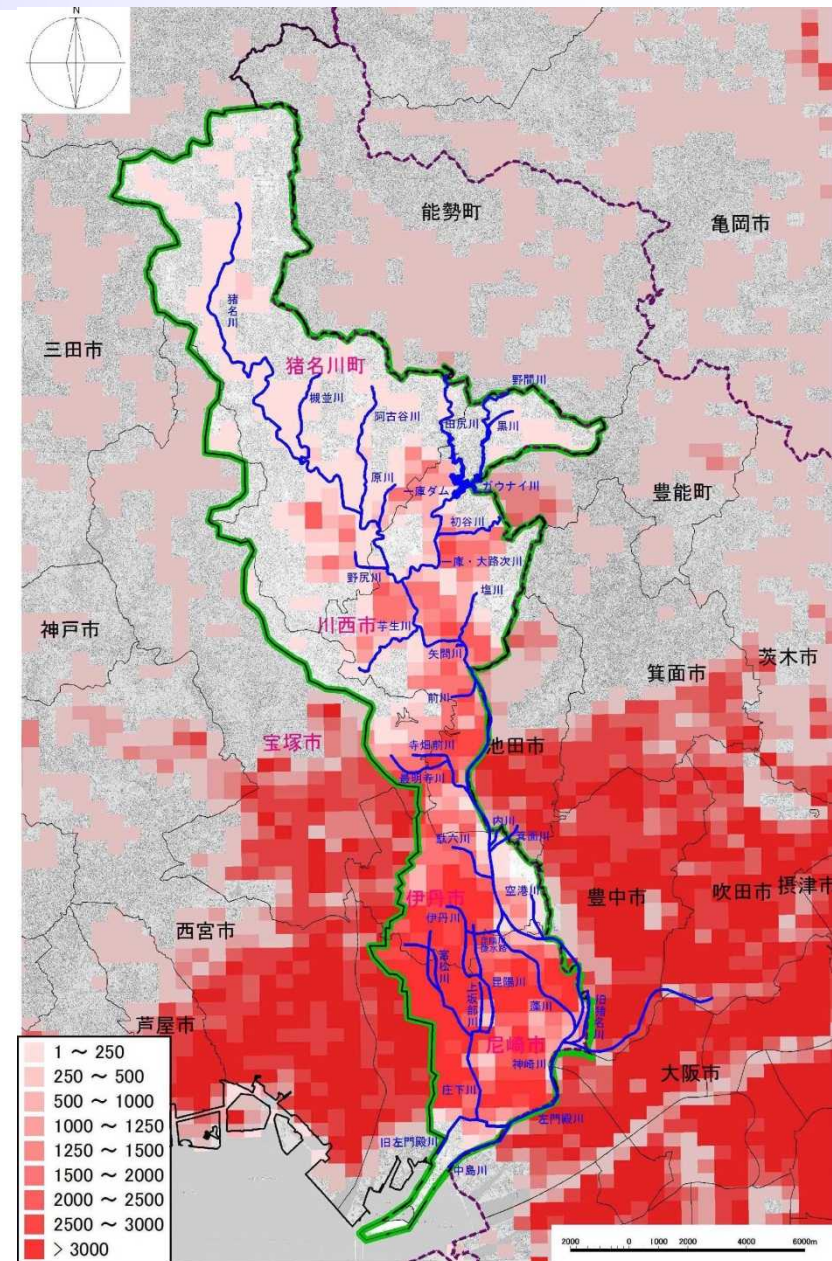
4市：尼崎市、伊丹市、宝塚市、
川西市
1町：猪名川町



人口分布

計画地域の人口は、
約69.2万人
(平成22年10月現在)

計画地域中流域～下流域の
平地部に
人口が集中

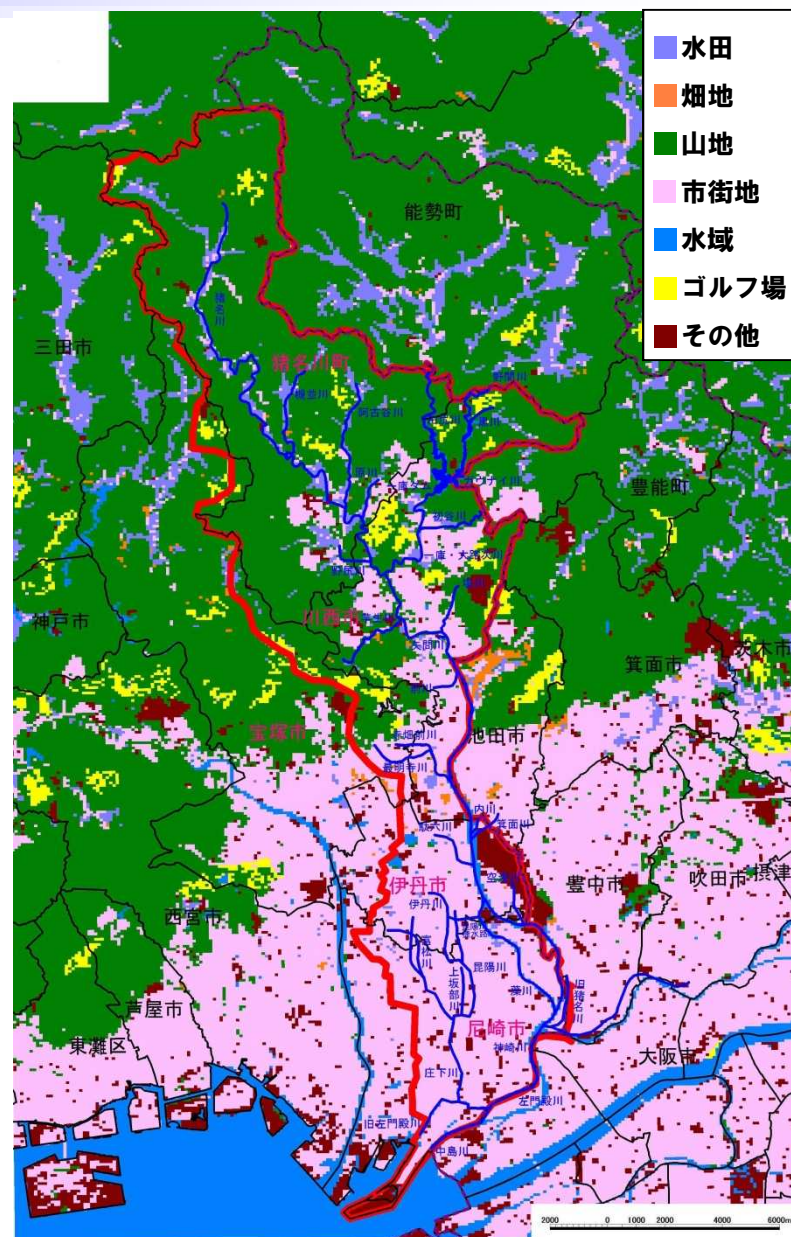
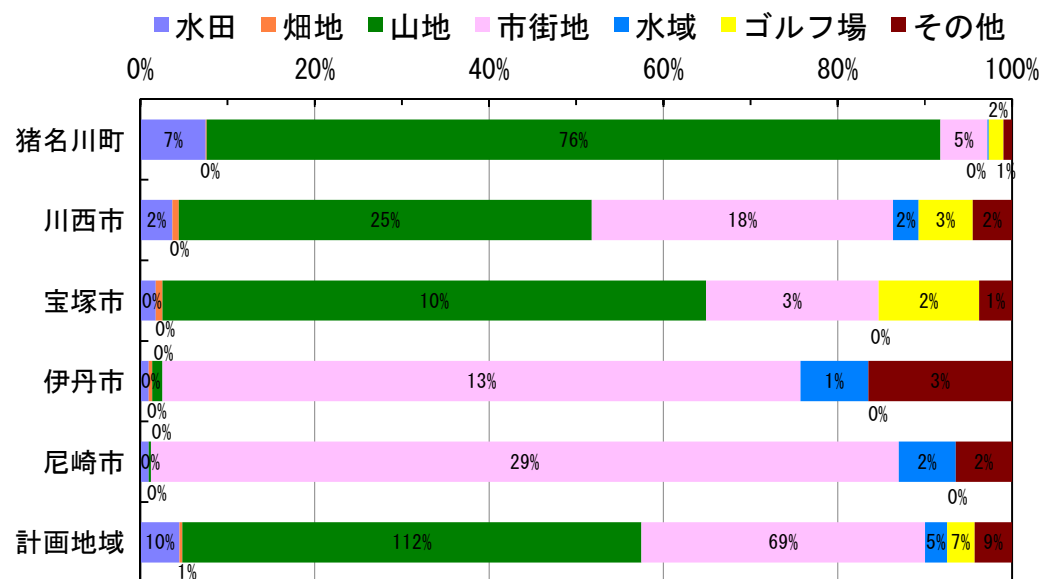


土地利用

計画地域の上流域は、**山地**

計画地域中流域～下流域は、**市街地が多い**

阪神間の工業地域の一部であり、
またベッドタウンとなっている。



「国土数値情報 標高メッシュデータ(平成21年)」国土交通省

流域の状況

計画地域：上流域
山間地だが、
川沿いに宅地や田
畑が存在

猪名川町柏梨田



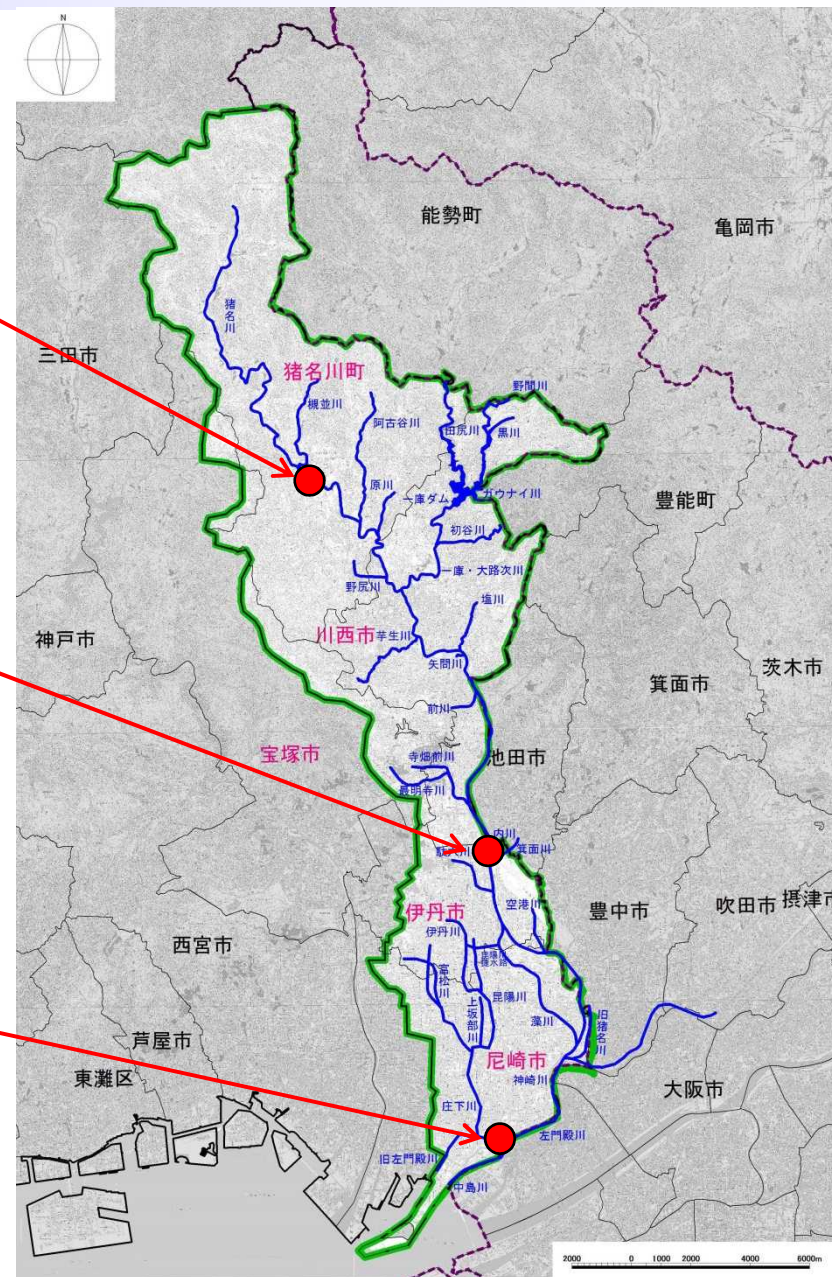
計画地域：中流域
平地部に市街地が
広がる

伊丹市北伊丹付近



計画地域：下流域
市街地となってい
る

尼崎市杭瀬付近



(写真出典：猪名川河川事務所HP)

地形

【計画地域：上流域】

山地・急傾斜地

谷底平野

【計画地域：中流域】

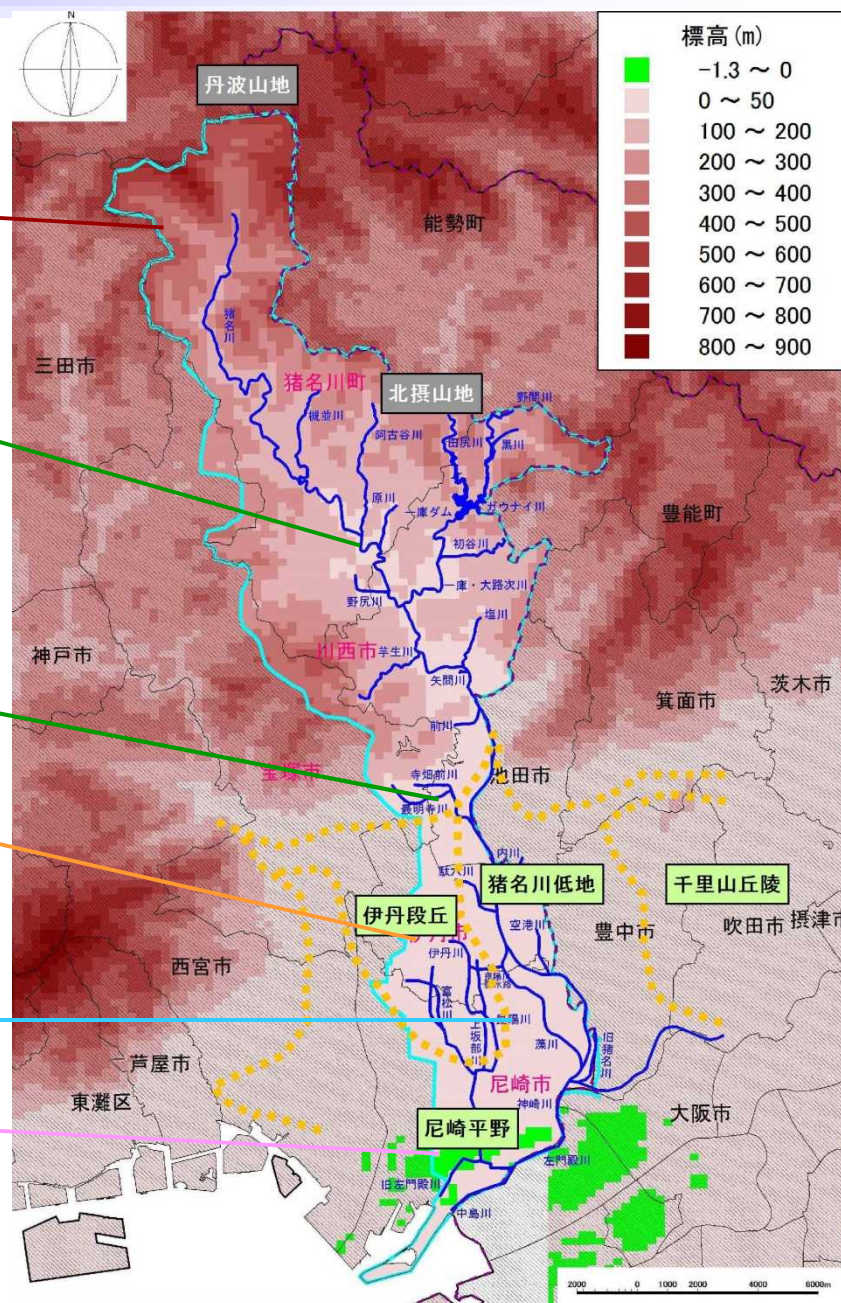
谷底低地

丘陵地

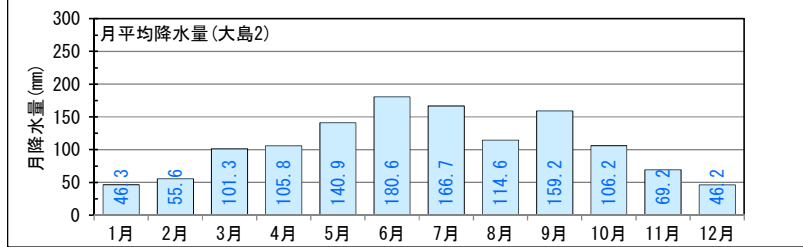
【計画地域：下流域】

扇状地性低地

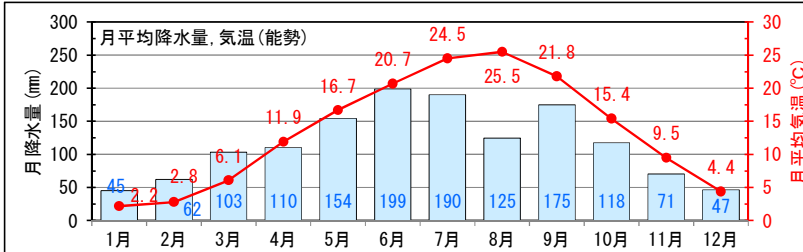
海岸低地



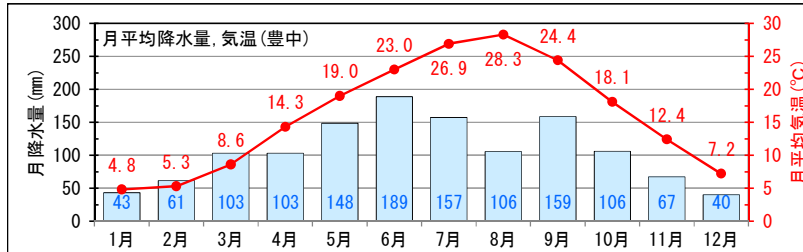
気候



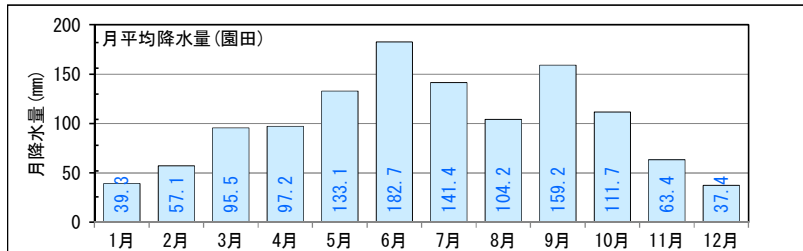
大島2雨量観測所(国土交通省)



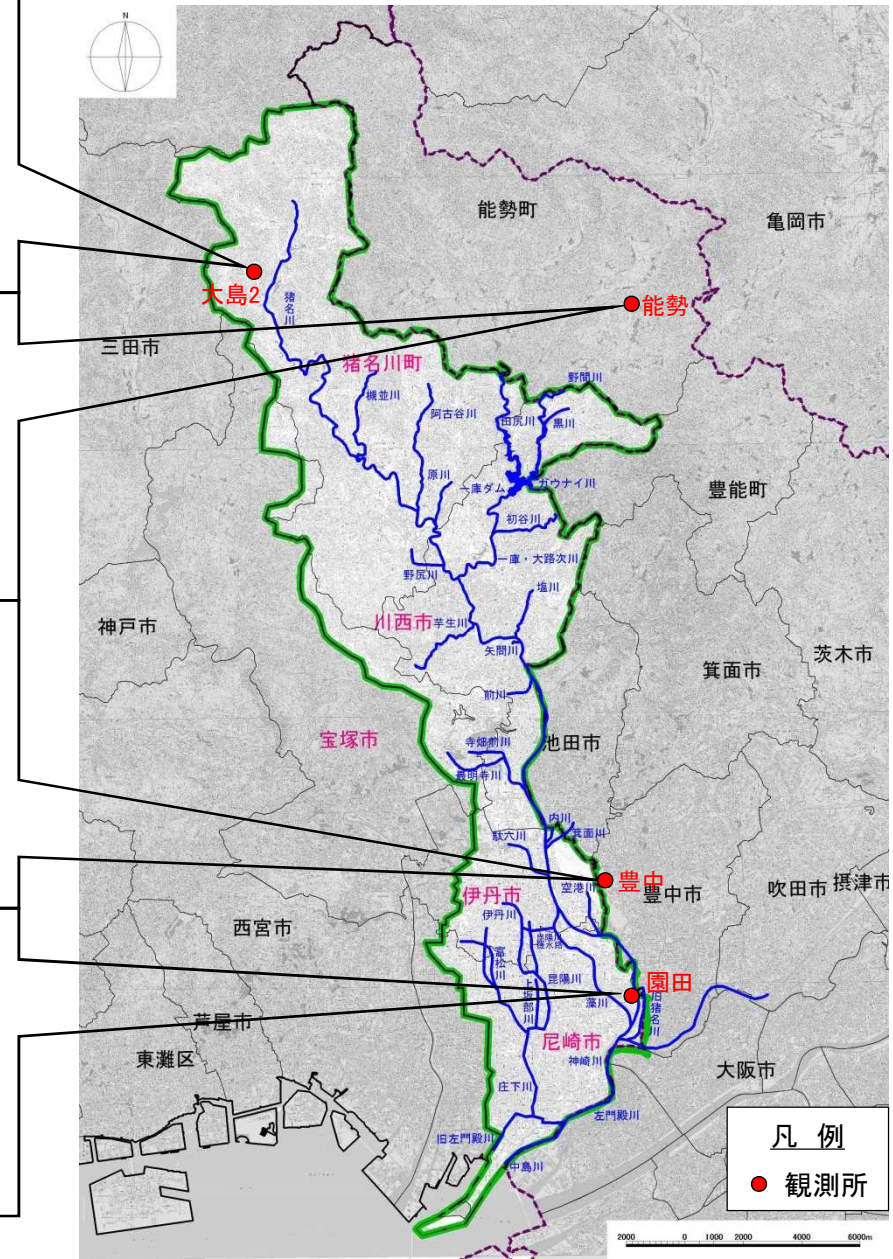
能勢観測所(気象庁アメダス)



豊中観測所(気象庁アメダス)



園田雨量観測所(国土交通省)



洪水被害の発生状況

計画地域における平成元年以降の 大きな洪水被害 **平成6年9月 伊丹豪雨**

伊丹市等で、
床上浸水1,365棟、
床下浸水2,002棟
が発生。

大阪国際空港では
雨水がターミナル
ビル地下に流れ込
み、空港機能が一
時完全に麻痺する
など、各地で大き
い被害が生じた。

洪水による被害発生状況一覧（H1～H25）

年度	発生年月日	異常気象名	被害家屋棟数(棟)		
			浸水面積(ha)	床下浸水(棟)	床上浸水(棟)
H1	9.2～9.3	豪雨	—	44	2
H1年 合計				44	2
H6	9.5～9.9	伊丹豪雨	—	2002	1365
H6年 合計				2002	1365
H9	7.2～7.18	—	—	63	25
	8.3～8.13	台風11号	—	274	56
H9年 合計				337	81
H11	6.22～7.4	—	—	167	25
H11年 合計				167	25
H16	10.22	台風23号	—	59	8
H16年 合計				59	8
H19	8.19～8.23	豪雨	0.2825	6	14
H19年 合計				6	14
H22	7.8～7.17	梅雨前線豪雨	0.0124	2	0
H22年 合計				2	0
H24	7.20～7.22	豪雨	0.0485	15	0
H24年 合計				15	0
H25	9.15～9.16	台風18号	—	1	0
H25年 合計				1	0

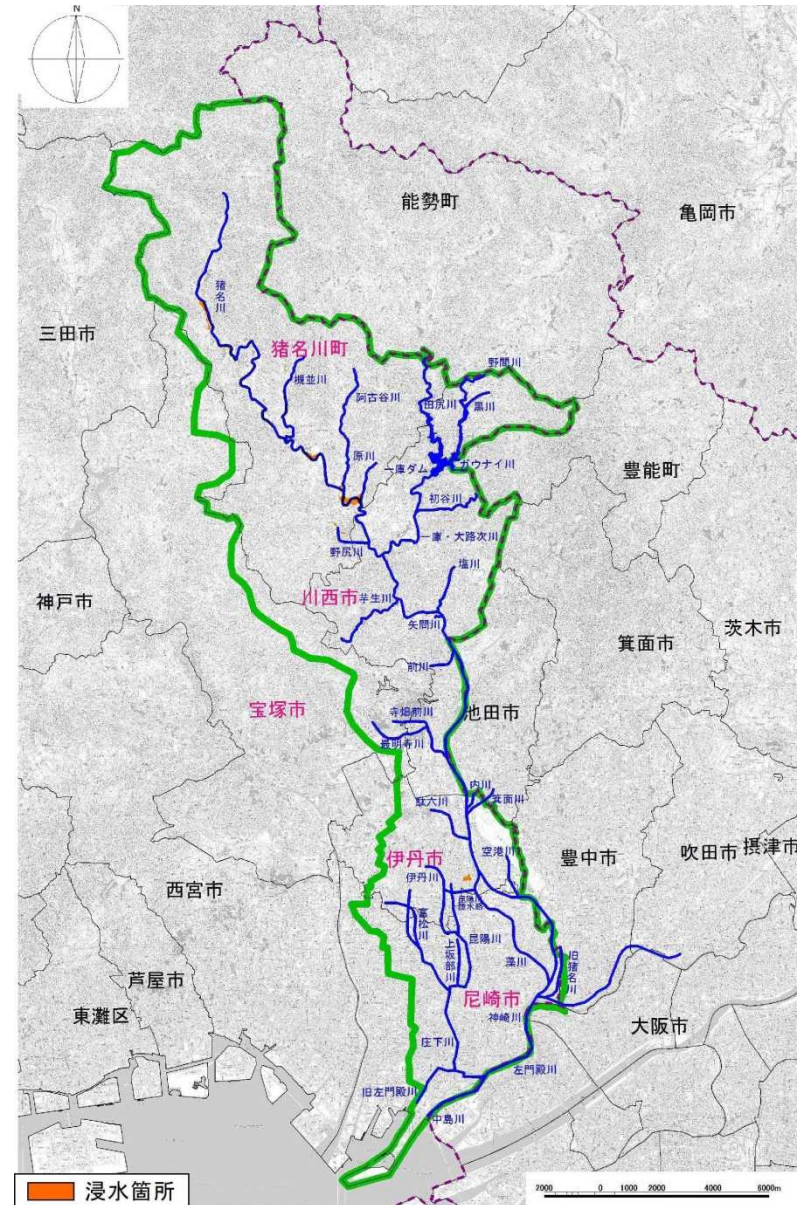
近年の洪水による実績浸水区域



阪急電鉄伊丹駅構内(伊丹市)
平成6年9月 伊丹豪雨 浸水状況写真



能勢電鉄鼓滝駅付近(川西市)
平成26年8月 台風11号 浸水状況写真



計画区域の浸水実績(平成16年)

■ 総合治水を推進する上での必要性

これまでの治水：河川下水道対策

課題

- ・ 長期間を要する。
- ・ 計画規模を超える洪水、整備途上段階での施設能力を超える洪水には対応できない

計画地域全体で、とりくむことが必要

【ながす】

河川・下
水道対策

+

【ためる】

流域対策

+

【そなえる】

減災対策

総合治水

第3章 総合治水の推進に関する基本的な方針

素案P22~23

1. 全般

総合治水の推進に当たっては、県・市町・県民が相互に連携し、協働して取り組んでいく。

県の責務

総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施

市町の責務

各地域の特性を活かした施策の策定・実施

県民の責務

- ・流域対策・減災対策に取り組む
- ・行政が実施する総合治水に関する啓発、施策への協力

■ 第3章 総合治水の推進に関する基本的な方針

2. 河川対策

- 河川整備計画に位置付けられた計画に対して、実施し得る整備を着実に進める。
- 必要に応じた堆積土砂の撤去により洪水が安全に流下できるようにする等、適切な維持管理を行う。

3. 下水道対策

- 市町が、下水道計画に基づき、1/6～10程度の規模の降雨に対して浸水を生起させないための整備及び維持を行う。

■ 第3章 総合治水の推進に関する基本的な方針

4. 流域対策

ため池や水田、学校や公園などを活用し、新たに雨水貯留を実施することにより、地先での浸水被害の軽減や、河川や下水道などへの雨水の流出を抑制する。

計画地域：下流域
(主に市街地)

貯留機能の確保

(校庭、公園、官公庁、大規模公共施設等の駐車場等)

浸透対策を推進

(透水性舗装や浸透側溝の整備等)

計画地域：中流域
(主に市街地・水田)

雨水貯留浸透機能の向上

(学校、都市公園等における雨水流出抑制、水田への堰板設置等による雨水貯留等)

計画地域：上流域
(主に山地)

山林での保水機能の向上、ため池による雨水貯留(土砂流出抑制や水源涵養、雨水貯留等)

■ 第3章 総合治水の推進に関する基本的な方針

5. 減災対策

人命を守ることを第一に考え、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、総合治水条例に掲げる以下の対策を進める。

- ① 浸水が想定される区域の情報、浸水発生危険性に関する情報の提供
- ② 浸水が想定される区域の指定、県民の情報の把握
- ③ 浸水による被害の発生に係る情報の伝達
- ④ 浸水による被害の軽減に関する学習
- ⑤ 浸水による被害の軽減のための体制の整備
- ⑥ 避難等の訓練の実地
- ⑦ 建物などの耐水機能
- ⑧ 浸水による被害からの早期の生活の再建

第4章 河川下水道対策

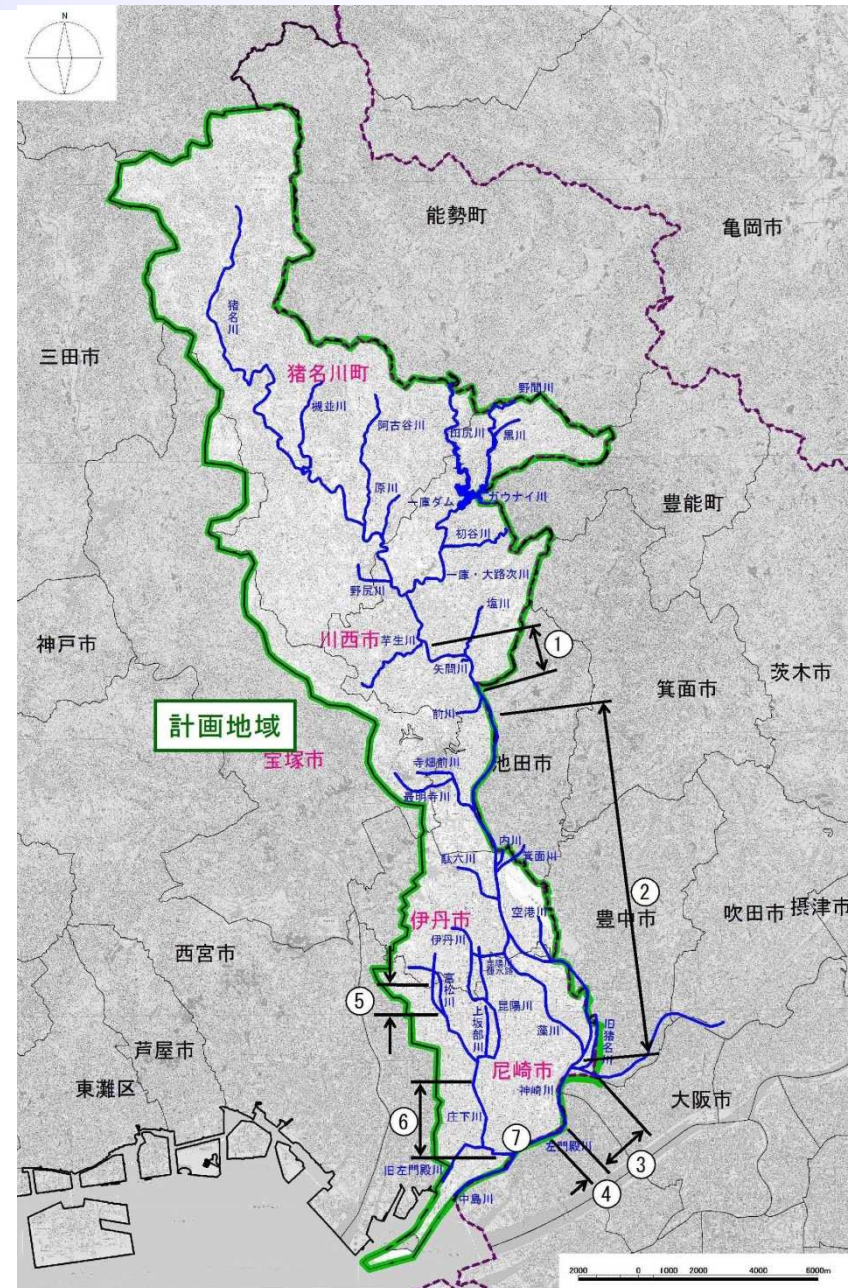
1. 河川の整備及び維持

県は、河川整備計画に位置づけられた事業を着実に推進するとともに、適切な維持管理を行う。

【策定中の河川整備計画】

- 猪名川水系河川整備計画
- 神崎川水系河川整備計画

	No	河川名	事業区間	事業概要	事業主体
上流域	①	猪名川	川西市	河川改修 L=2,970m 護岸 他	県
中流域	②	猪名川	尼崎市 ～川西市	河床掘削	国
下流域	③	神崎川	尼崎市	河床掘削 L=2,450m	県
	④	左門殿川	尼崎市	河床掘削 L=450m	県
	⑤	庄下川	尼崎市	河床掘削 L=770m 護岸整備	尼崎市
	⑥	庄下川	尼崎市	矢板護岸の耐震化 L=3,200m	県
	⑦	庄下川	尼崎市	松島排水機場の更新	県



第4章 河川下水道対策

2. 下水道の整備及び維持

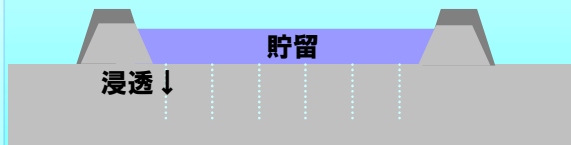
市町が、下水道計画に基づき、下水道の整備を推進する。

市町名	下水道の種類	雨水排水 区域面積 (ha)	雨水整備 済み面積 (ha)	整備率 (%)	計画降雨 強度 (mm/hr)	計画降雨 確率年	完成予定 年度
猪名川町	流域関連公共下水道	666.00	479.00	71.9	57	10年	未定
	特定環境保全公共下水道	449.00	13.00	2.9	57	10年	未定
	小計	1,115.00	492.00	44.1			
川西市	流域関連公共下水道	2,701.22	2,210.66	81.8	51	7年	平成27年度
	特定環境保全公共下水道	48.54	38.20	78.7	51	7年	平成27年度
	小計	2,749.76	2,248.86	81.8			
宝塚市	流域関連公共下水道	2,663.74	2,408.69	90.4	46.8	6年	平成37年度
伊丹市	流域関連公共下水道	1,357.65	1,022.18	75.3	47	6年	平成32年度
尼崎市	流域関連公共下水道(原田)	20.00	18.60	93.0	46.8	6年	—
	流域関連公共下水道(武庫川)	2,027.08	2,026.47	100.0	51.7	10年	—
	公共下水道	1,953.30	1,926.38	98.6	46.8	6年	—
	小計	4,000.38	3,971.45	99.3			

1.調整池の設置及び保全

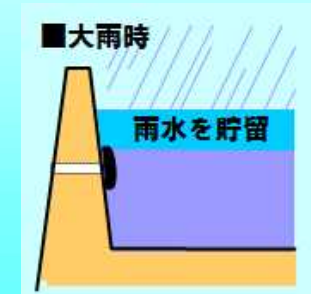


2.土地等の雨水貯留浸透機能



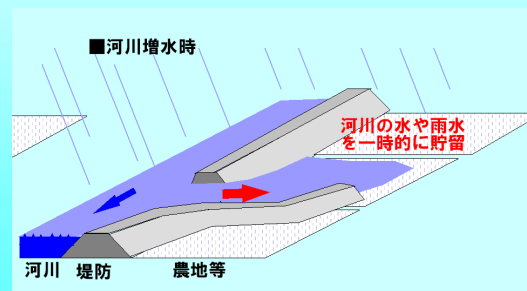
雨水貯留浸透機能を現に有する土地（水田、ため池等）

3.貯水施設の雨水貯留容量の確保

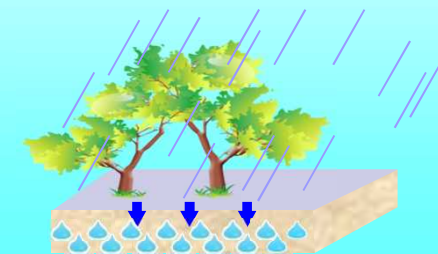


4.ポンプ施設との調整

5.遊水機能の維持



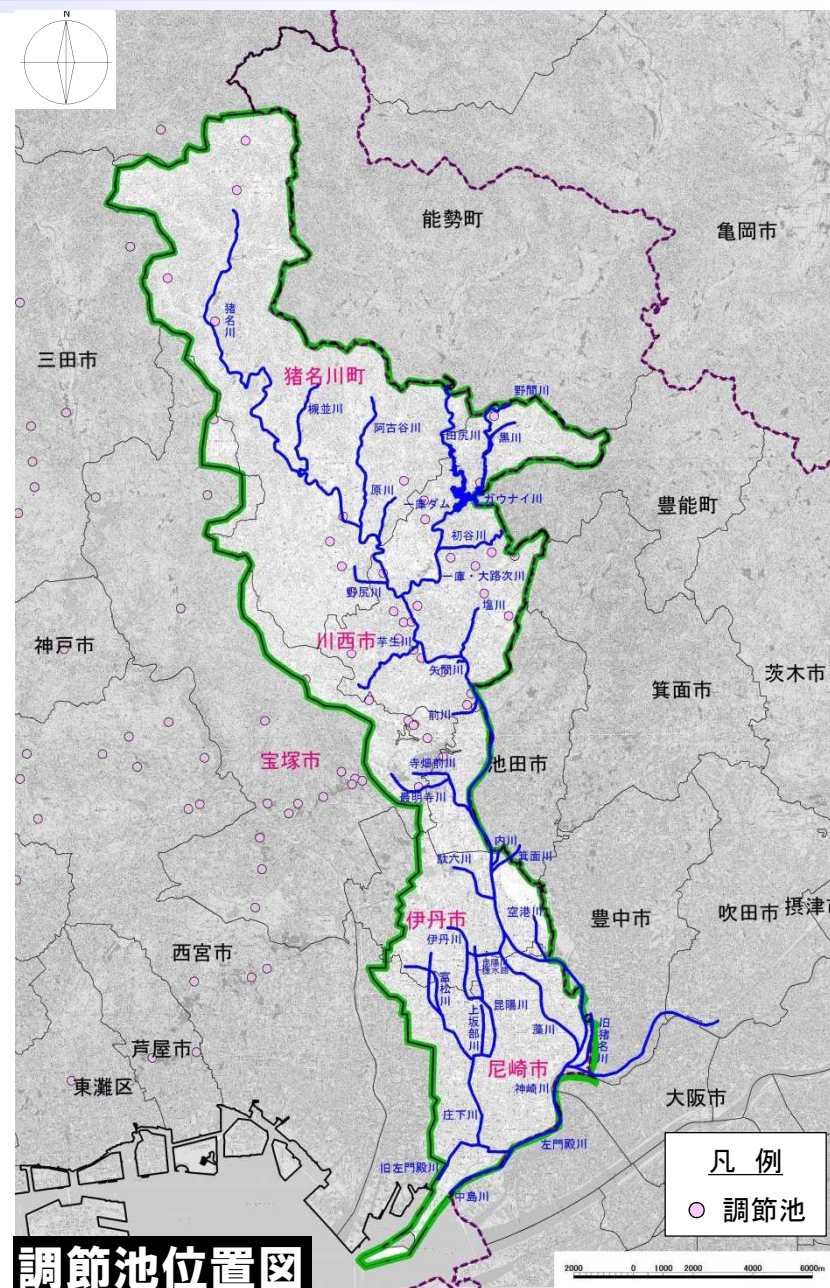
6.森林の整備及び保全



5-1 調整池の整備及び保全

1.調整池

計画地域には、
調整池51施設が存在し、
猪名川町、川西市、宝塚市
に分布している。



5-1 調整池の整備及び保全

① 調整池の設置

開発者

調整池を設置しなければならない。

県

1ha以上の開発に対し重要調整池の設置を義務付ける。

市町

雨水貯留・浸透による流出抑制対策を行うよう指導。

調整池の
所有者

機能の維持と適正な管理を行う。

② 施設の指定

県

所有者の同意を得た上で、指定調整池に指定。

調整池の
所有者

雨水流出抑制機能の維持を図るべく、適正な管理を行う。

調整池の整備及び保全の事例

【宝塚市】

調整池を設置するよう開発者に対して行政指導。
⇒ 3,000m² (0.3ha) 以上の一定の下水流量の増大をもたらす開発行為に対して、雨水貯留・浸透施設を設置すること。

【伊丹市】

調整池を設置するよう開発者に対して行政指導。
⇒ 2,000m² (0.2ha) 以上の全ての開発行為に対して、雨水貯留施設を設置すること（別途、雨水浸透施設の設置も指導している）。
設置箇所数：54箇所 総貯留量約12,000m³（全市域 H23.4現在）

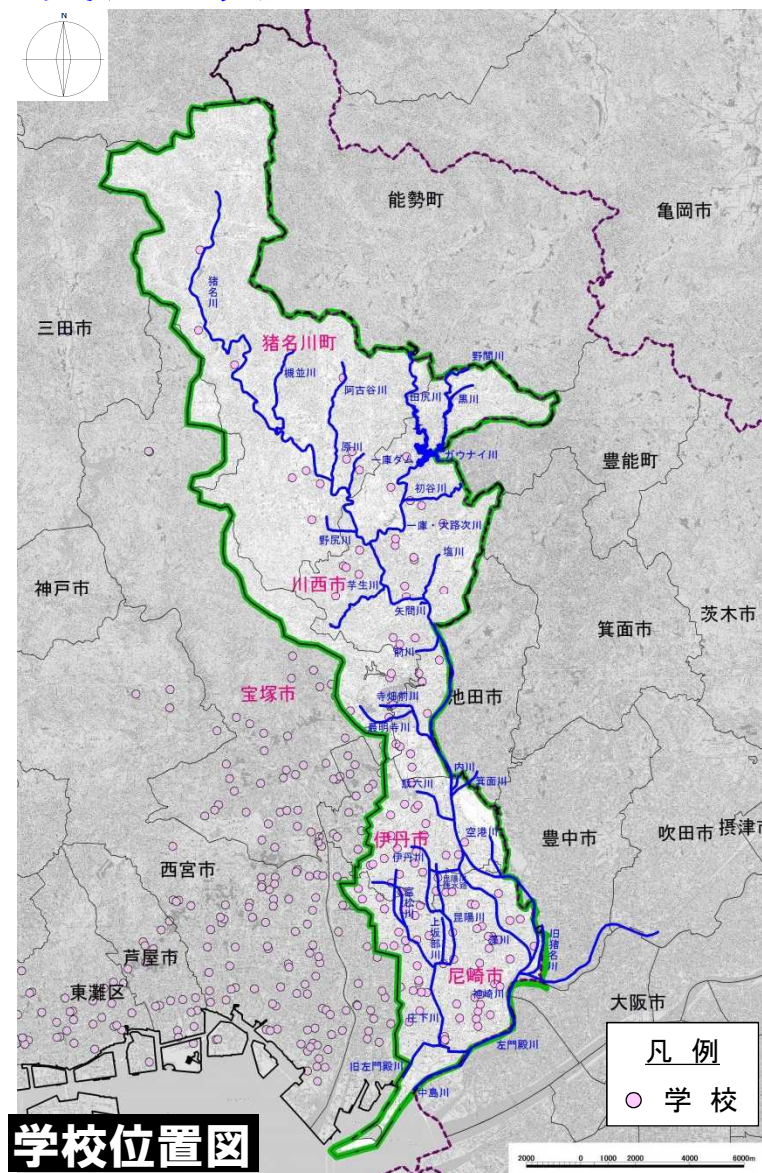
5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

1.校庭、公園、その他大規模施設

計画地域には、

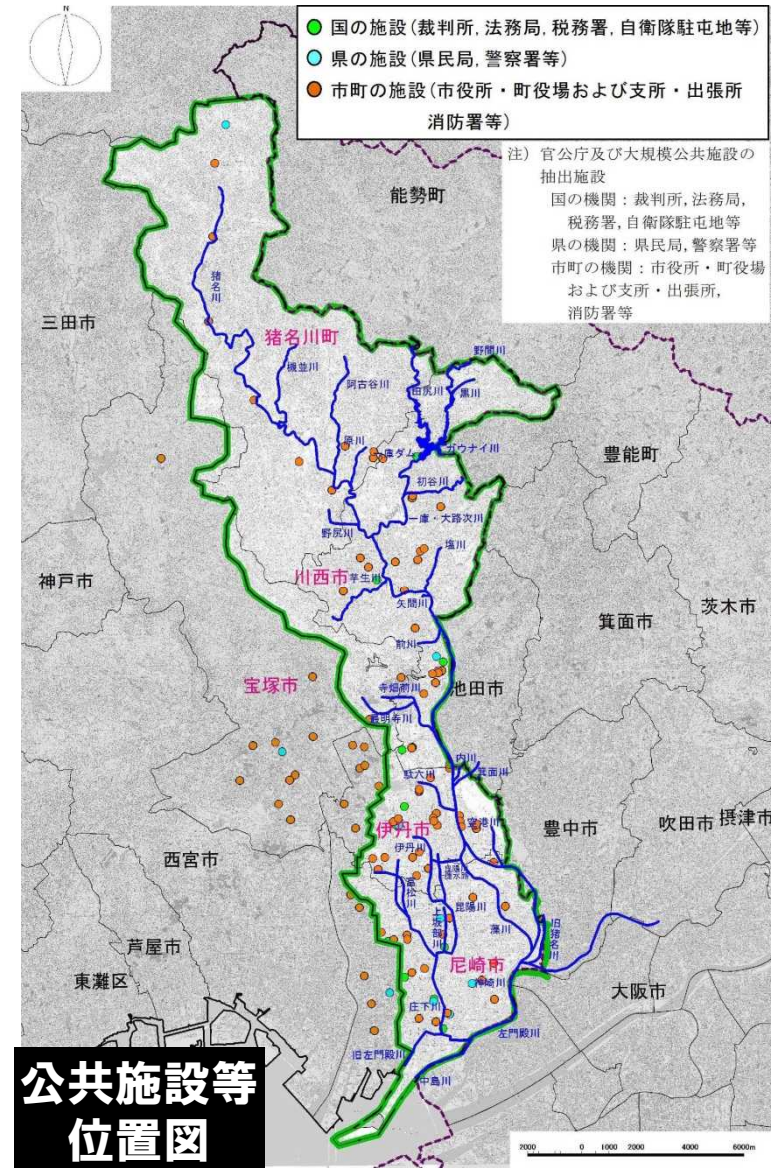
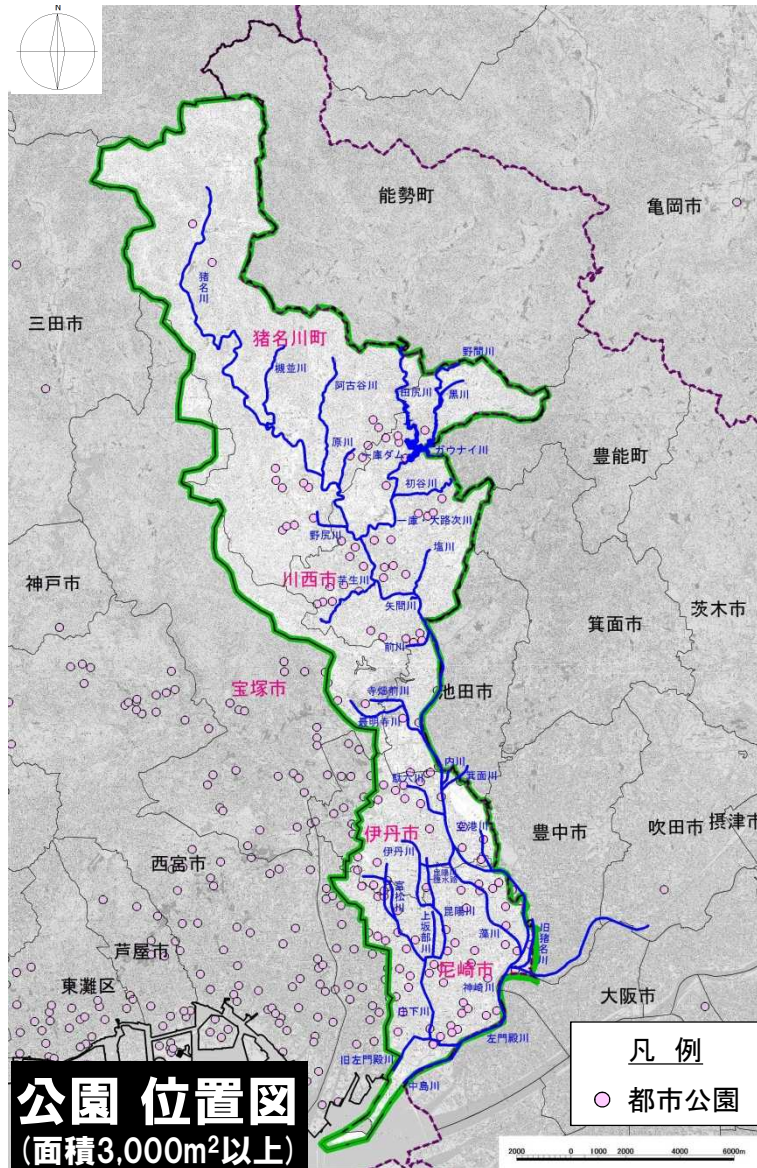
- 学校126施設
- 公園147施設 (面積3,000m²以上)
- その他公共施設111施設

が存在し、人口が多い尼崎市、伊丹市、川西市に多く分布している。



5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

1. 校庭、公園、その他大規模施設



5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

1.校庭、公園、その他大規模施設

① 雨水貯留浸透機能の備え

施設の所有者

雨水浸透貯留機能の向上に努める。

国・県
・市町

公共施設を利用した貯留施設の整備に努める。

② 施設の指定

県

所有者の同意を得た上で、雨水貯留浸透施設に指定。

施設の所有者

雨水貯留浸透機能維持を図る。

③ 維持管理

施設の所有者

雨水貯留浸透機能の維持を図るべく、適正な管理を行う。

雨水貯留浸透施設の設置事例

■調節池：商業施設敷地内(伊丹市内)

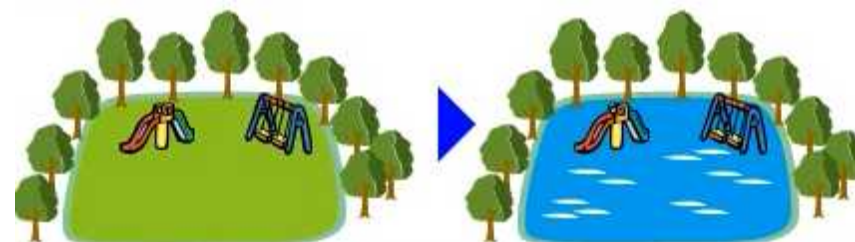


凹地(芝生エリア)に雨水が貯まりやすいよう、排水口を狭めている。
(オリフィス構造)

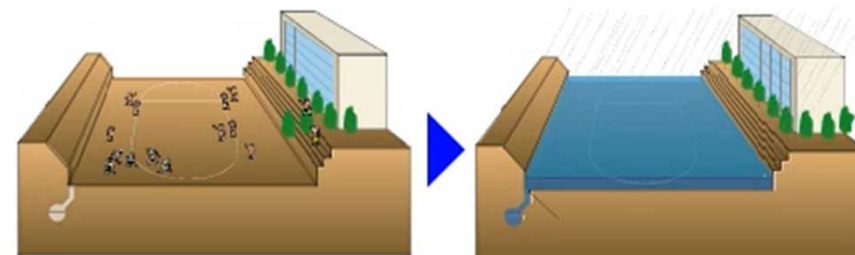
雨水貯留浸透施設の設置事例

【尼崎市】

雨水貯留施設を
もすりん公園 (312m³) や
戸の内公園 (200m³) に
設置。



公園貯留のイメージ



校庭貯留のイメージ

【川西市】

川西南中学校の校庭を利用。
面積 7,480m²
貯留量 748m³
(貯留水深10cm)



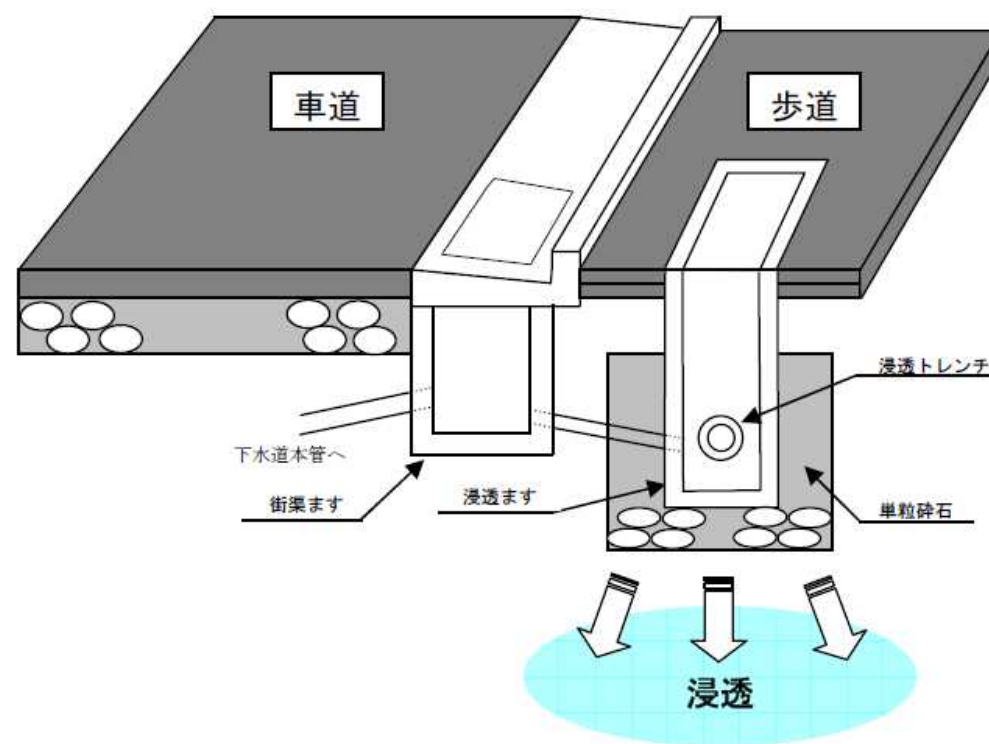
川西南中学校の校庭貯留

(写真出典：猪名川河川事務所HP)

県管理道路における雨水浸透の推進

【県管理道路における浸透側溝設置ガイドライン】

県は、都市部での道路の新設・改築・補修等にあわせて、浸透側溝の導入を進めるために、
『浸透側溝設置ガイドライン』
を策定。



道路浸透柵の標準的な構造

5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

2.各戸貯留

① 雨水貯留浸透機能の備え

県

雨水貯留タンク等による各戸貯留や浸透枳等の設置を推進する。

県・市町

県民に対し、雨水貯留浸透についての普及啓発を図るとともに、県民の取組を支援する。

県民

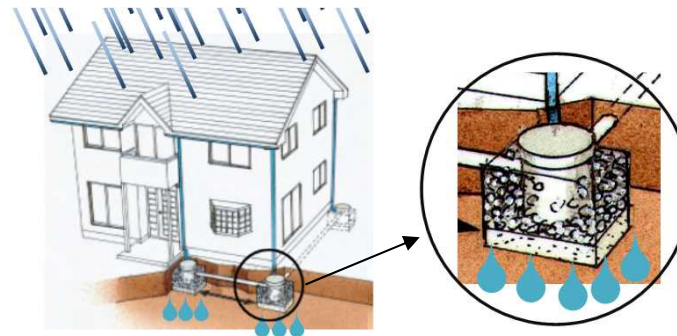
雨水貯留タンク設置により雨水流出の抑制に努める。

施設の所有者

雨水貯留浸透機能の維持を図るべく、適正な管理を行う。



各戸貯留のイメージ



浸透枳のイメージ

各戸貯留の整備事例

【水資源機構】

(川西市)

管理所玄関の横に雨水貯留タンクを設置している。



一庫ダム管理所玄関横の雨水貯留タンク

【川西市】

雨水貯留タンクを鉄道駅の連絡通路下に設置し、住民へのPRを行なっている。



鉄道駅前の連絡通路下に設置された
雨水貯留タンク(川西市)

5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

3. 水田

① 雨水貯留機能の備え

県・
市町

普及・啓発に努めるとともに、技術的な助言・指導を行う。

施設の
所有者

営農に支障のない範囲で水田貯留に取り組む。

② 施設の指定

県

所有者の同意を得たうえで、指定雨水貯留施設に指定する。

施設の
所有者

雨水貯留機能維持を図る。

③ 維持管理

施設の
管理者

雨水貯留機能の維持のため、適切な維持管理に努める。

水田貯留の整備事例(流域外の事例)

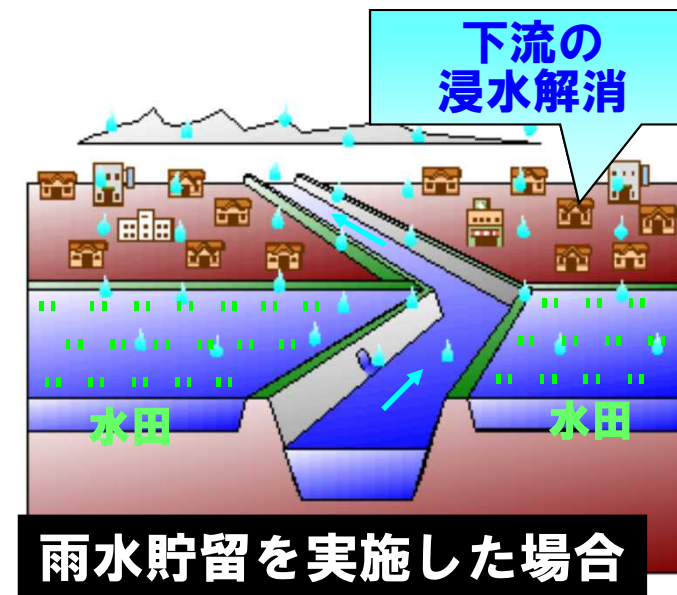
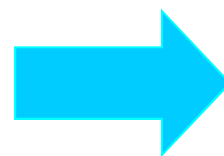
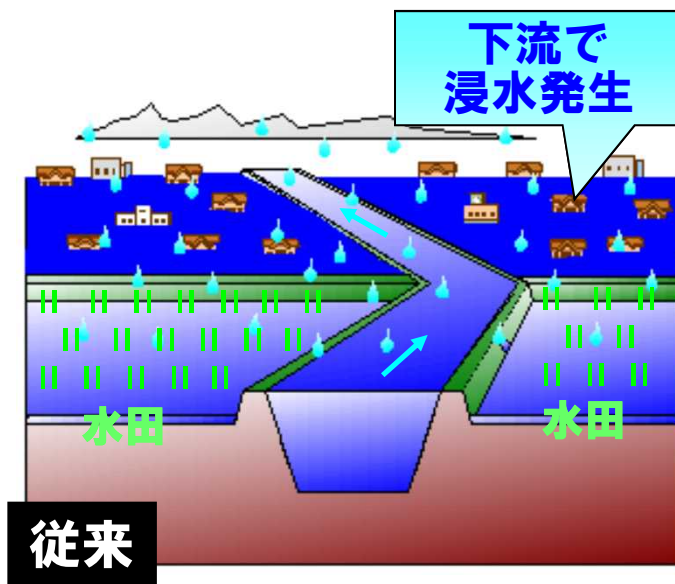
■水田貯留

排水口にせき板を設置し、
田んぼに雨水を貯留



せき板設置イメージ図

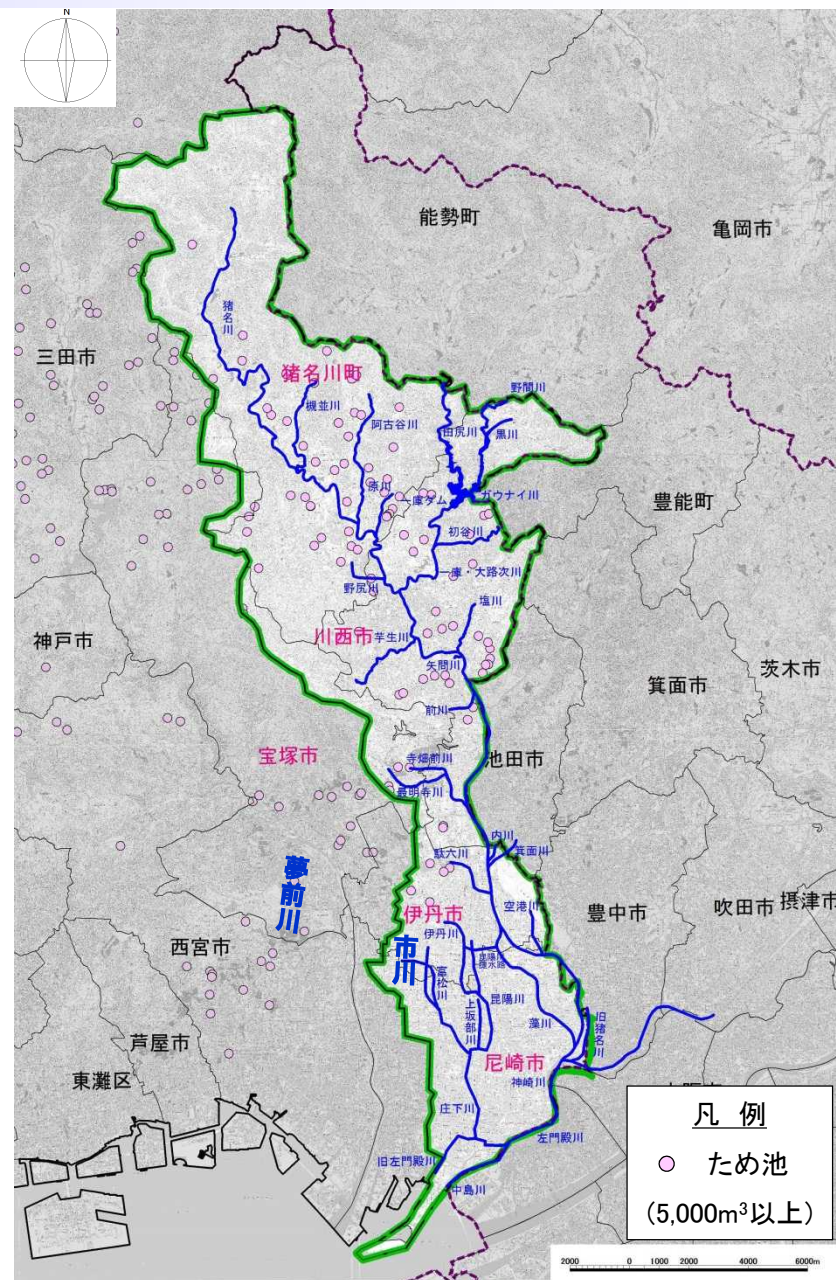
水田の雨水貯留効果イメージ



5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

4.ため池

計画地域には、
貯留容量5,000m³以上の
ため池は93箇所あり、
主に計画区域の中上流域
に位置している。



5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

4.ため池

① 雨水貯留機能の備え

施設の
所有者

洪水調節機能を向上させるための改良を行い、雨水貯留機能を備える。

県・
市町

ため池の改良にあたって、雨水貯留機能を備える技術的な助言・指導を行う。

② 施設の指定

県

所有者の同意を得たうえで、指定雨水貯留施設に指定。

施設の
所有者

雨水貯留機能維持を図る。

③ 維持管理

施設の
所有者

雨水貯留機能の維持のため、適切な維持管理に努める。

5-3 貯水施設の雨水貯留容量の確保

① 適切な操作

施設の
管理者

利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、大雨に備えて、事前に貯水量を減らしておくよう努める。

② 施設の指定

県

管理者の同意を得た上で、指定貯水施設に指定。

③ 維持管理

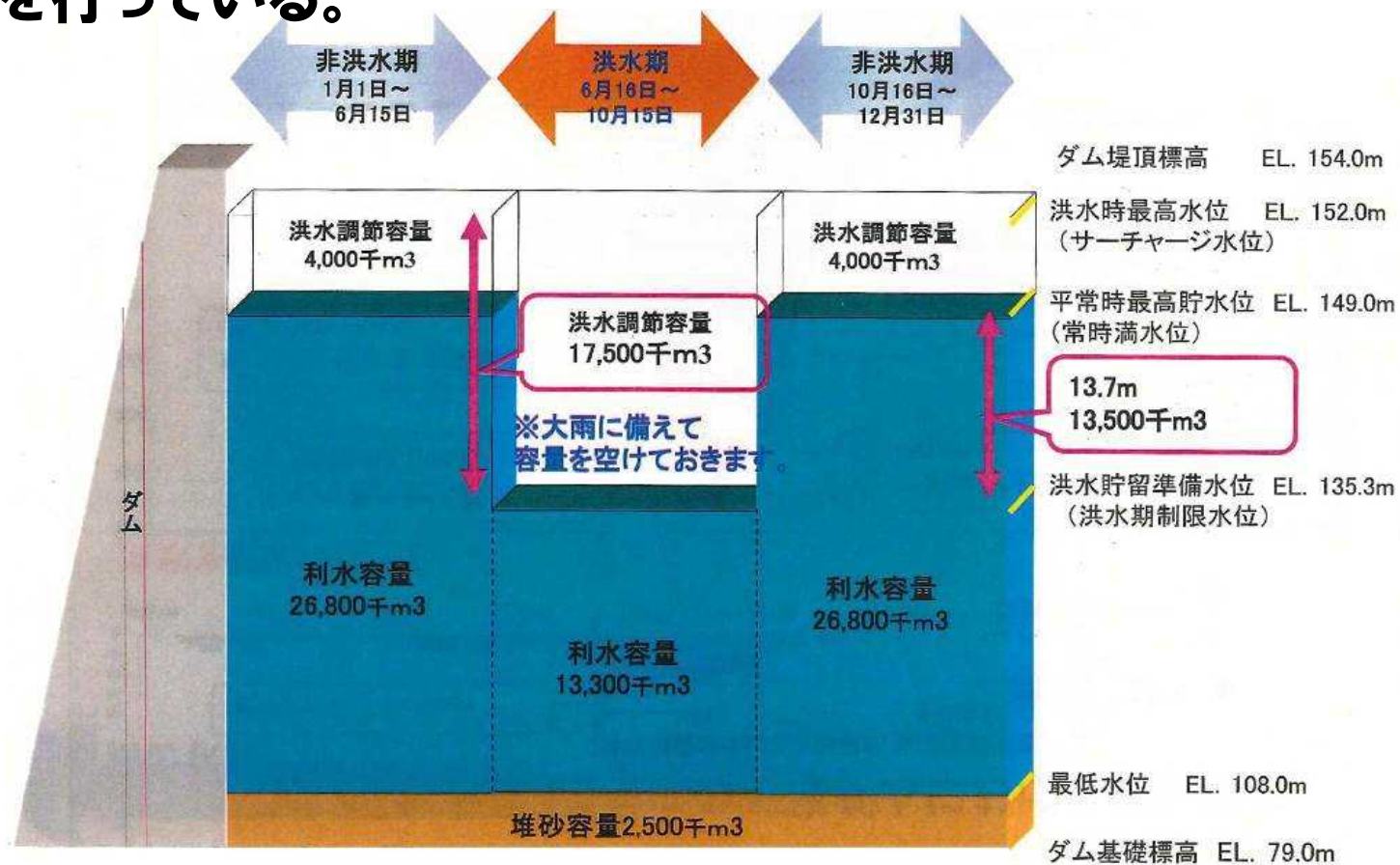
施設の
管理者

雨水貯留容量を確保できるよう、適正な管理に努める。

5-3 貯水施設の雨水貯留容量の確保

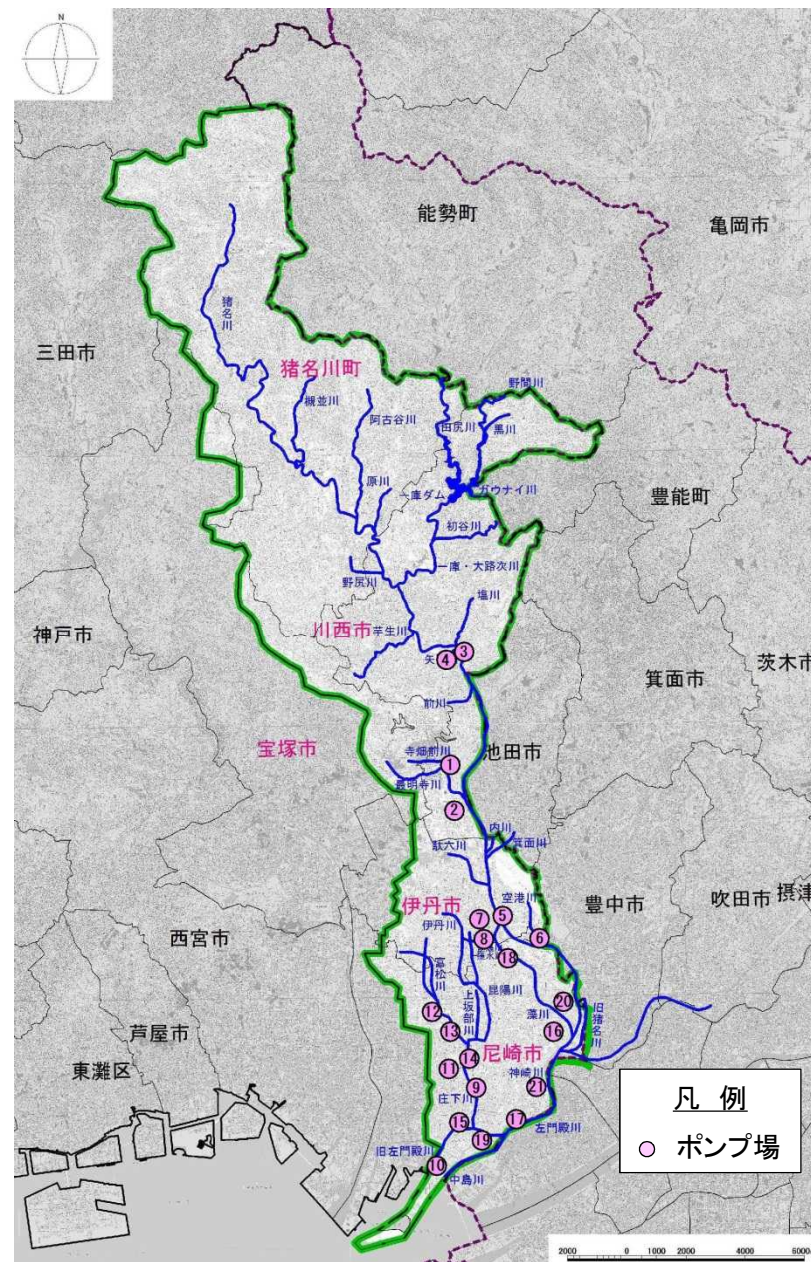
■一庫ダムの取組

一庫ダムでは、大雨が降りやすい6～10月の期間に貯水位を下げ、容量を空けておき、大雨の際に一時的に洪水を貯留することで、たくさんの水が川に流れすぎないように調節し、洪水被害の軽減を図る運用を行っている。



5-4 ポンプ施設との調整

計画地域には
ポンプ施設は21箇所あり、
6割は尼崎市に位置して
いる。



5-4 ポンプ施設との調整

① 適切な操作

施設の
管理者

河川が増水し、堤防の決壊等が発生する恐れが生じている場合には、当該河川への排水を停止する等のポンプ施設の適切な操作を行う。

② 施設の指定

県

管理者の同意を得た上で、指定ポンプ施設として指定。

施設の
管理者

排水計画を策定するとともに、同計画に従って、適正な操作を行う。

③ 維持管理

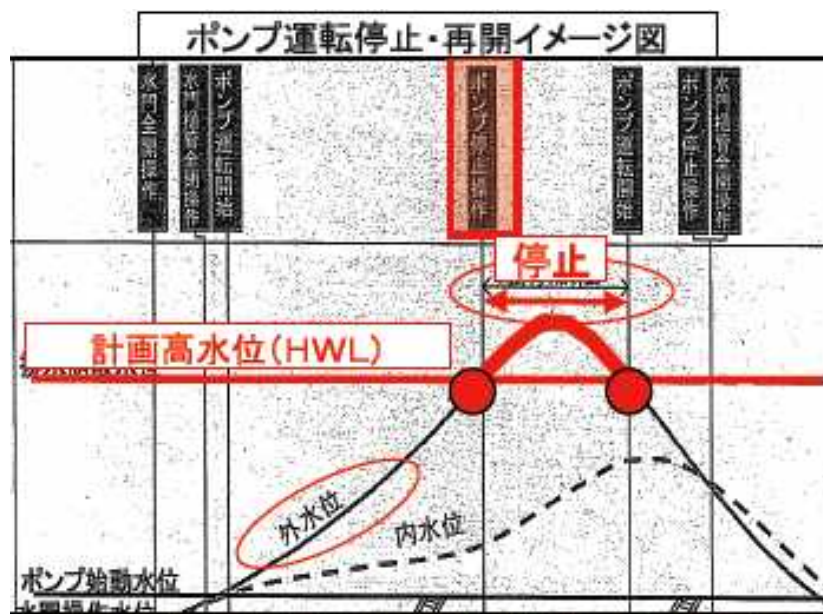
施設の
管理者

適切な運転調整が可能なよう、日常からの維持管理に努める。

ポンプの運転調整の事例(流域外の事例)

六角川:佐賀県

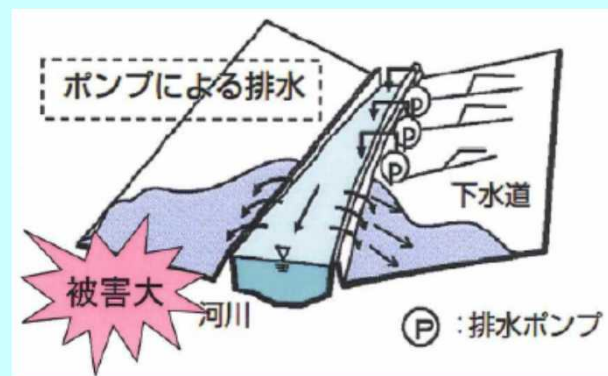
排水機場地点や排水機場地点下流において、流入先河川の水位が、計画高水位を超えた場合等、運転調整(ポンプ停止)を実施。



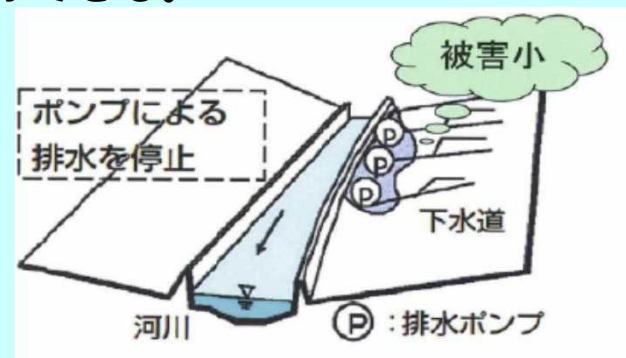
出典:九州地方整備局 武雄川河川国道事務所HP

ポンプ運転調整の必要性

ポンプによる排水を続けると、水位上昇を助長し、堤防が決壊するリスクを高めることとなる。



ポンプ場付近で雨水が溢れるが、堤防が決壊した場合に比べ浸水被害が小さくすることができる。



出典:兵庫県HP 武庫川増水時における排水ポンプの運転調整について

5-5 遊水機能の維持

県・
市町・
県民

河川沿いの農地等、貯留・遊水機能が発揮されるような、貯留・遊水機能の維持に努める。

県・
市町

河川対策の進捗や周辺土地利用の計画・動向等を踏まえ、遊水機能を有する土地の保全に努める。

5-6 森林の整備及び保全

県・
市町

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり:第2期対策(平成24~33年度)」を推進する。



地域住民等による森林整備活動



里山林の再生

5-6 森林の整備及び保全

県・市町

防災面での機能を高めるため、『災害に強い森づくり：第2期対策（平成23～29年度）』に取り組む。

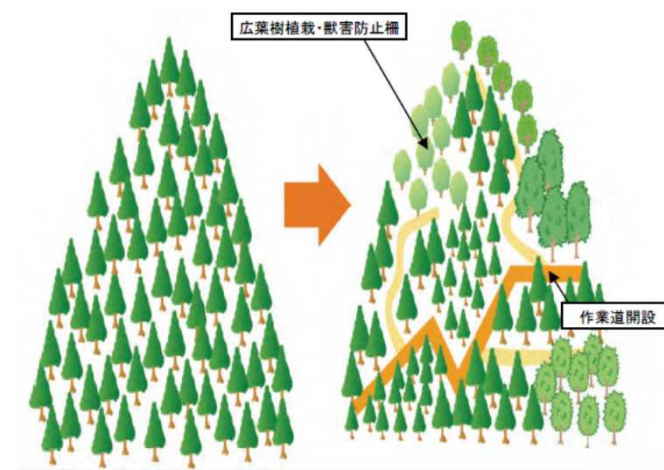
①緊急防災林整備



②里山防災林整備



③針葉樹林と広葉樹林の混交林整備



①浸水が想定される区域の指定【条例第38条】

ハザードマップ



②県民の情報の把握【条例第39条】

③浸水による被害の発生に係る情報の伝達【条例第40条】

河川監視システム



④浸水による被害の軽減に関する学習【条例第41条】

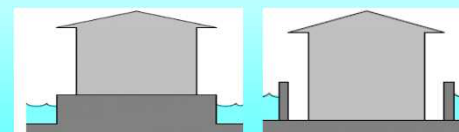
防災リーダー講座



⑤浸水による被害の軽減のための体制の整備【条例第42条】

⑦建物等の耐水機能【条例第3節】

耐水機能



⑥訓練の実施【条例第43条】

⑧浸水による被害からの早期の生活の再建【条例第4節】

フェニックス共済



6-1 浸水が想定される区域の指定

国
・
県

河川・下水道・その他水路について、大雨によって氾濫した場合に浸水が想定される「区域」と「水深」を公表するとともに、県民への周知に努める。また、現地での浸水深の表示についても検討していく。

県

全ての県管理河川の浸水想定区域図を作成するとともに、必要に応じて適宜見直しを図る。

浸水想定区域図を市町に提供する。

浸水想定区域図を「兵庫県 地域の風水害対策情報（CG ハザードマップ）」に掲載し、県民への周知に努める。

市町

ハザードマップを作成し、県民に周知する。

兵庫県地域の風水害対策情報(CGハザードマップ)

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

The screenshot shows the website interface for "兵庫県 地域の風水害対策情報". The main navigation bar includes "地域の防災情報 (CGハザードマップ)" and "アクセシビリティ・サポーター起動 ヘルプ". Below the navigation, there are two main columns: "平常時から災害に備えよう" and "災害時に利用しよう".

平常時から災害に備えよう

- 身の回りの危険箇所を知ろう ~CGハザードマップ~
- 洪水
- 土砂災害
- 津波
- 高潮
- ため池災害

災害時に利用しよう

- 観測情報
 - 気象情報
 - 兵庫県防災気象情報
 - 気象庁ホームページ
 - リアルタイム情報
 - 川の情報
 - 道の情報
 - 山の情報
 - 海の情報
 - ライブカメラの情報
 - 河川監視情報

CGハザードマップ (洪水) にリンク

雨量・水位情報 にリンク

ライブカメラ にリンク

防災情報や防災学習も掲載

兵庫県ホームページ | 兵庫県土整備部 技術企画課 | お問い合わせ先 電話 / 078-341-7711

6-1 県民の情報の把握

県民

国、県、市町から発信される防災情報を収集し、水害に対する認識の向上に努める。

6-2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

国・
県・
市町

県民の避難の助けとなる情報を迅速かつ確実に提供できるように、様々な媒体を活用し、情報提供に努める。

県・
市町

県民が避難行動等を適切に判断できるように、水防計画への反映やフェニックス防災システムの増設等、情報の効果的・効率的な提供を行う。

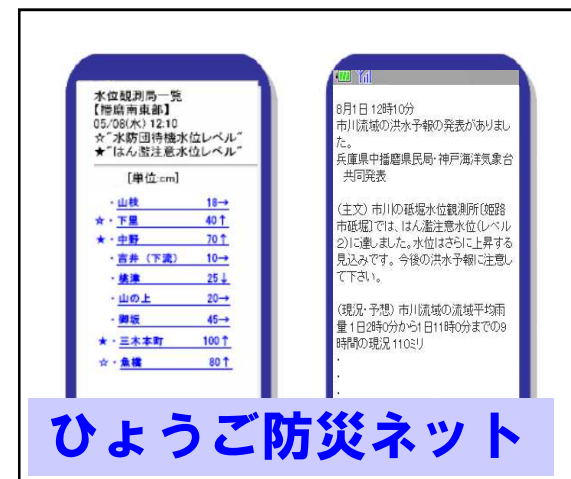
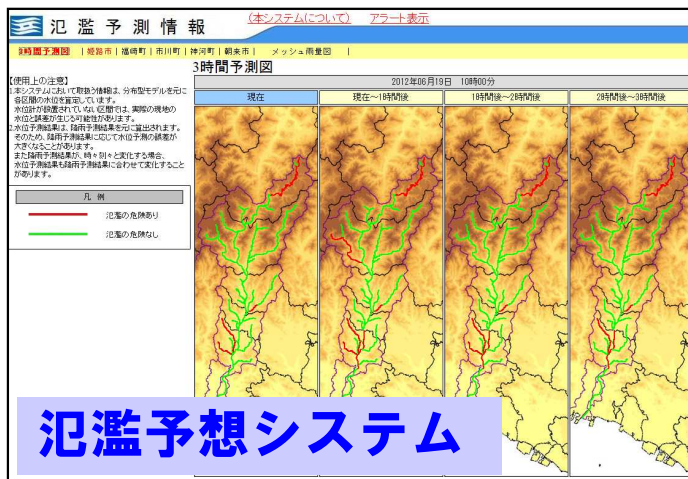
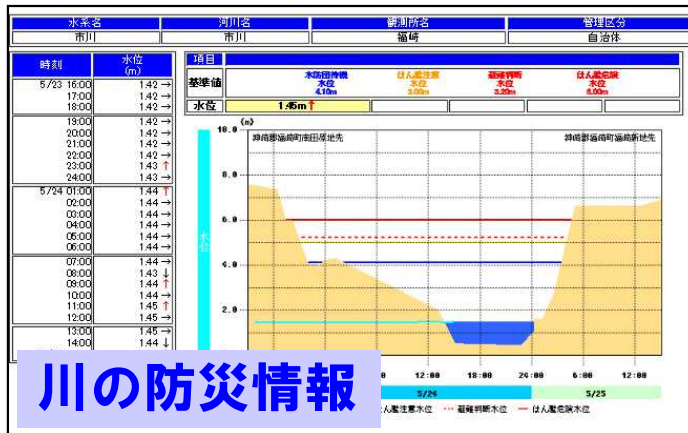
県民

情報を把握するとともに、他者への伝達により、自らそれぞれの安全の確保に努める。

6-2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

国・
県・
市町

雨量情報、水位情報、河川の状況、洪水予報などをインターネットやケーブルテレビの画像を活用し県民に情報を発信していく。



6-3 浸水による被害の軽減に関する学習

(1) 地域防災の担い手の育成

県・市町

地域防災の担い手（防災リーダー）を育成するため、防災研修を実施する。



(2) 防災マップの作成・支援

ひょうご防災リーダー講座

県民

過去の災害情報、避難経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを住民自らの手で地図に記載する「防災マップ」を作成し、水害リスクの認識の向上に努める。

防災マップの作成に際しては防災リーダーが中心的な役割を担い、必要に応じてNPO法人等の支援を得る。

県・市町

浸水による被害の軽減に関する学習の機会拡大（出前講座、研修等）や、より解りやすい教材の作成等に努める。

6-4 浸水による被害の軽減のための体制の整備

(1) 水防活動への支援

県・
市町

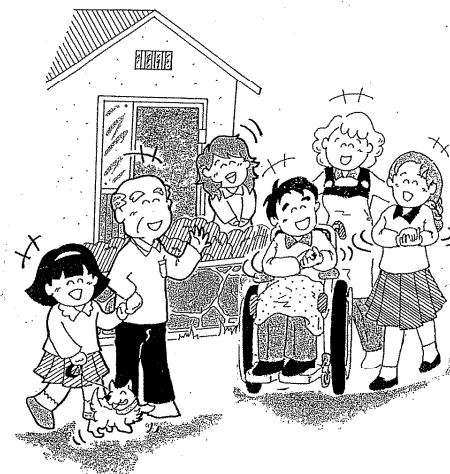
水防活動への支援に関する取組を推進する。

(2) 避難体制の整備

市町
・県民

垂直方向の避難（建物の上層階への避難等）や状況に応じた避難方法も選択肢に含めて、避難体制を構築する。

災害時要援護者支援マニュアル



平成20年9月
川西市

災害時要援護者支援マニュアル（川西市）

6-5 訓練の実施

国・
県・
市町

防災関係機関で構成する「水防連絡会」を毎年出水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等に関する情報の共有を図る。

県・
市町・
県民

県と市町との合同防災訓練の実施、水防工法訓練の実施、県民も参加した水防訓練や防災訓練、災害図上訓練などを実施する。

防災訓練の様子



阪神広域防災訓練（写真は平成24年）

阪神淡路20年－1.17は忘れないー

川西市 防災訓練

2015年
1/15
(木) シェイクアウト訓練 地震発生時の安全行動

午前9時30分いっせいで！
その場・その時できる防災訓練！
市民全員で参加しましょう！

避難訓練
防災図上訓練
同時開催

まず低く
DROPP!

頭を守り
COVER!

動かない
HOLD ON!

シェイクアウト訓練とは？
世界各地で行われる大規模な地震防災訓練で、「ドロップ（まず低く）」「カバー（頭を守り）」「ホールドオン（動かない）」という地震発生時の身を守る安全行動です。

The Great Shakes Out 2015

訓練当日、午前9時30分に自宅、学校、職場などそれぞれの居場所で行いましょう。訓練に参加される方は、市ホームページまたは二次元コードから事前申込（意思表示）が行えます。事前申込はコチラ ▶▶▶

川西市：防災訓練案内パンフレット

6-6 建物等の耐水機能

県民

自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を建物等に備えるよう努める。

**国・
県・
市町**

地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、建物等の耐水機能の必要性を検討し、整備するよう努める。

県

耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認められ、所有者等の同意を得られた建物等を指定耐水施設に指定（条例第45条）

**建物
所有者**

耐水機能を備え、その機能を維持するよう努める。

6-7 浸水による被害からの早期の生活の再建

(1) 共済制度への加入

県民

水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等への加入に努める。

県・市町

「フェニックス共済」等の周知及び加入促進に努める。

【フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)】

- 阪神・淡路大震災を契機として、貯蓄・地震保険などの「自助」や、公的支援（「公助」）の限界を埋める、新しい「共助」（住宅所有者間の相互扶助による住宅再建支援の仕組みとして県が創設。（H17～）
- 年額5千円の負担で、最大600万円（住宅再建）を給付。
- 洪水、豪雨の他地震、高潮、津波等あらゆる自然災害が対象。
- 詳しくは兵庫県のホームページをご覧ください。

<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>

自然災害から「住まい」「家財」を守る

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

フェニックス共済は、兵庫県が条例に基づいて実施し、あらゆる自然災害に対応する「安全」「安心」の制度です。

フェニックス共済の大きな特色だよ！

- 1 地震、津波、風水害、豪雨、竜巻などあらゆる自然災害が対象です。
- 2 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。
- 3 住宅の築年数や規模等と関係なく、定額負担で定額給付です。

小さな負担で大きな支援

県内に住宅をお持ちの方の住宅再建共済制度	県内にお住まいの方の家財再建共済制度
年額5,000円で最大600万円の給付	年額1,500円で最大50万円の給付

住宅再建共済と家財再建共済との同時加入や、複数年一括支払加入(3-5-10年)による割引があります。詳しくは、基金事務局(画面上)までお問い合わせください。

第7章 環境の保全と創造への配慮

素案P82~83

県

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、河川整備を行う。

「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

流域対策を実施する際にも、自然環境、生態系や景観などに配慮した事業を行う。

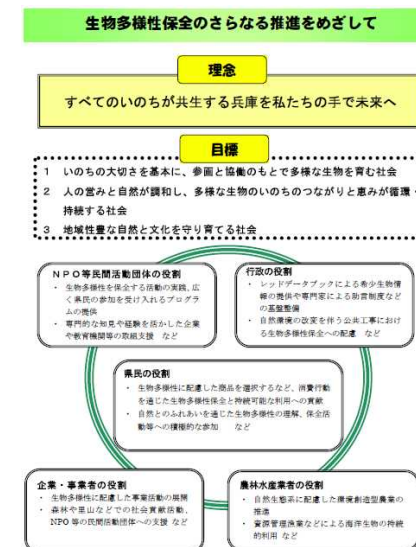
「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針



推進方策

1. 参画と協働の推進
2. 河川情報の体系的な整備
3. 川づくりの意識と技術の向上

「生物多様性ひょうご戦略」の理念と目標



第8章 総合治水を推進するにあたって必要な事項

素案P84~85

1. 地域住民相互の連携

県民

県民は、地域で各戸貯留や防災学習に取り組む他、避難訓練や手作りハザードマップ作成等に努める。

国・県
・市町

地域住民の相互連携のもと、総合治水に取り組む意識を醸成するよう努める。

2. 土地利用計画策定者との連携

県

土地利用計画を定める者に対し、浸水想定区域内での市街地の拡大や、現有の雨水貯留浸透機能を著しく滅失するような森林開発等は避ける等を考慮した上で当該計画を定めるよう求めていく。

第8章 総合治水を推進するにあたって必要な事項

3. 対策協議会及び大阪府との関係

県

推進計画の取組状況等の対策協議会への報告、対策協議会の意見等に基づく推進計画の見直し等により、総合治水の取組を充実させる。

計画地域に隣接する大阪府とは推進計画に係る情報を共有し、相互に連携を図る。

4. 財源の確保

県・市町

自らが所有する施設について、率先して貯留施設等の整備に取り組むとともに、補助金等、有利な財源の確保に努める。

国・県・市町

各主体の取組を促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進める。

第8章 総合治水を推進するにあたって必要な事項

5. 計画の見直し

国・
県・
市町・
県民

協議会において、計画の進捗状況を把握の上、協議する。

県

県は、協議会を踏まえて推進計画を適宜見直す。